

日永浄化センターほか４７施設包括的民間委託
参加グループ協定書記載必須事項

「日永浄化センターほか４７施設包括的民間委託」について、参加グループを結成する協定書として、下記条項は記載必須事項とする。

(名称及び目的)

第１条 当参加グループは、名称を〇〇〇〇と称し、四日市市が発注する「日永浄化センターほか４７施設包括的民間委託」の維持管理に係る業務等の履行に関し、良好な機能維持を図ると共に維持管理を効率化し、持続的かつ適切に施設管理を参加グループが一体となり、行うことを目的とする。

(成立の時期及び解散の時期)

第２条 当参加グループは、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務の履行後３か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

２ 業務を請け負うことができなかったときは、当参加グループは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(代表者の権限)

第３条 当参加グループの代表者は、業務の履行に関し、当参加グループを代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料の請求、受領及び当参加グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の責任)

第４条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び一部業務の再委託契約その他の業務の実施に伴い当参加グループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第５条 構成員は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、当参加グループが業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

２ 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

(構成員の除名)

第６条 当参加グループは、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の

不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び委託者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第3項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第7条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第3項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第8条 代表者が脱退、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び委託者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(契約不適合責任)

第9条 当参加グループが解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

参加グループ〇〇〇〇〇〇は、上記のとおり日永浄化センターほか47施設包括的民間委託参加グループ協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(代表者)

住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

印

(構成員)

住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

印